

福岡県建設工事競争入札に関する 基本要綱の制定について

平成6年8月10日
6管行第97号
総務部長依命通達

本庁各部（課、室）長
警察本部長
教 育 長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

公共工事を巡る相次ぐ不祥事の発生や建設市場の国際化の要請を背景に、ここ数年来、入札・契約手続きのより一層の透明性・客観性、競争性を確保するための方策が強く求められているところです。

県においても、昨年来、①一般競争入札方式の採用、②指名競争入札の新たな入札方式の導入、③現行手続きの改善、を内容とする入札・契約制度の改善策の検討を進めてきたところですが、今般、競争入札の実施に関し基本的な事項を定めた福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱が別紙のとおり制定され、本年10月1日（一部は平成8年1月1日）から施行されることとなりましたので、要綱の趣旨及び内容を十分理解され、運用に当たっては下記事項に留意の上、適正に事務処理を行ってください。

なお、関係規程等については別途必要な改正等を行うこととし、一般競争入札方式及び公募型指名競争入札方式の試行については別途通達することとしておりますので申し添えます。

上記のとおり命により通達します。

記

1 工事完成保証人の相指名業者からの選定の禁止

指名競争入札方式による契約において工事完成保証人をたてさせるときは、当該建設工事について適正な施工能力を有する建設業者であって、かつ、相指名業者（当該建設工事の指名を受けた業者のうち落札業者以外の業者をいう。）以外の業者から選定させること。ただし、小規模な工事である場合又は対象工事の業者が少数である場合には、例外として、相指名業者から選定することも認めるものとする。

2 県内中小建設業者の受注機会の確保

発注基準の適正な運用、工事の分離発注、工事の計画的発注を推進することにより、県内中小建設業者の受注機会の確保に十分配慮すること。

福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱

最終改正 令和 7 年 8 月 22 日 7 財活第 2452 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、他の法令に特段の定めがあるものを除き、福岡県が発注する建設工事等の競争入札方式、発注基準、参加資格その他競争入札の実施に関し基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。
- (2) 公募型指名競争入札 指名に先立ち建設工事等ごとに公募を行い、技術資料の提出を求める指名競争入札の方式をいう。
- (3) 通常型指名競争入札 公募型を除く指名競争入札の方式をいう。

(入札方式)

第 3 条 県発注建設工事等の入札方式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方式によるものとする。ただし、第 1 号に該当する建設工事等であって、特に急施を要するものについては、通常型指名競争入札方式によることができる。

- (1) 予定価格 5 千万円以上の建設工事等 一般競争入札方式
- (2) 予定価格 5 千万円未満の建設工事等 通常型指名競争入札方式

2 前項の規定にかかわらず、建設工事等のうち、設計・コンサルティング等の業務の委託であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の規定の適用を受けるものの入札方式は、公募型指名競争入札によるものとする。

(競争入札参加者に必要な資格)

第 4 条 競争入札に参加する者に必要な資格は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 並びに同施行令第 167 条の 5 及び同施行令第 167 条の 11 の規定による告示（福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 28 年 3 月福岡県告示第 219 号））の定めるところによるものとする。

(指名競争入札における業者の選定)

第 5 条 契約担当者は、指名競争入札における業者を選定するに当たって、福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日 54 管第 528 号総務部長依命通達）に基づき、公正かつ公平に行うものとする。

(入札回数制限)

第 6 条 競争入札の入札回数は、再度入札を含めて 2 回を限度とするものとする。ただし、予定価格を事前に公表する工事にあっては 1 回とするものとする。

(入札辞退の自由)

第 7 条 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届（様式第 1 号）を提出することにより、自由に入札を辞退できるものとする。この場合において、当該入札が電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して行う入札手続をいう。以下同じ。）を行う建設工事等（以下「電子入札対象工事等」という。）に係るものであるときは、入札参加者は、電子入札の受付締切日時までの間、入札辞退を入力するものとする。なお、契約担当

者は、これを理由にいかなる不利益な取扱いも行ってはならないものとする。

- 2 契約担当者は、前項の趣旨を入札説明書に記載する等の方法によりあらかじめ入札参加者に周知徹底しておくものとする。

(見積期間の確保)

第8条 契約担当者は、建設工事等の見積期間の設定に当たっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に定める期間を確保しなければならない。

- 2 前項の期間には、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を含めないものとする。

(工事費内訳書の提示)

第9条 契約担当者は、予定価格を事前に公表する工事にあつては、入札に際し工事費内訳書（電子入札対象工事等の場合は、当該工事内訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）の提示を求めるものとし、この提示は入札に関する条件として明示するものとする。

(電子入札対象工事等の場合のくじ番号の記載)

第10条 電子入札対象工事等の場合は、入札書及び見積書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）にくじ番号を記載させるものとする。

(指名結果並びに入札経過及びその結果の公表)

第11条 競争入札の透明性をより高めるため一般競争入札にあつては入札経過及びその結果を、指名競争入札にあつては指名結果並びに入札経過及びその結果を、県の発注に係る工事等の指名・入札結果公表について（昭和57年6月22日57管第224号総務部長依命通達）に基づき公表するものとする。

(発注見通しの公表)

第12条 知事は、当初予算成立後速やかに、当該年度に発注することが見込まれる特例政令の規定の適用を受ける建設工事等について、次に定める事項を県公報に登載し、公表するものとする。なお、公表事項に変更が生じたときは、当該変更事項を当該年度の7月1日、10月1日及び1月1日を目途に県公報への登載により、公表するものとする。

- (1) 工事の名称、施工場所、予定工期、工事の種別、工事概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札予定時期

- 2 知事は、当該年度に発注することが見込まれる予定価格が400万円を超える建設工事等（測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業を除く。）について、前項各号に定める事項を閲覧及びインターネットの方法により公表するものとする。ただし、随意契約における前項第3号に係る事項については、契約を締結する時期を公表するものとする。

3 前項の公表時期は、次に定める時期を目途として、その時点における年度末までの同項に定める事項を当該年度の3月31日まで公表するものとする。

- (1) 4月1日以降で当初予算の成立後速やかに
- (2) 7月1日
- (3) 10月1日
- (4) 1月1日

(公正な入札の確保)

第13条 契約担当者は、公正な入札を確保するため、入札書（電子入札対象工事等の場合は、当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない旨を明示させるものとする。

(入札の無効)

第 14 条 福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 156 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である等入札参加条件に反した者のした入札
- (3) 入札説明書、現場説明書（電子入札対象工事等の場合は、当該入札説明書及び現場説明書に記載した事項を記録した電磁的記録を含む。）及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(外国企業の評価等)

第 15 条 契約担当者は、外国企業を公共事業の入札手続きのすべての側面において差別しないものとし、その評価に当たっては国際的な視点を加味し、内外無差別の原則を徹底するものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条及び第 11 条から第 15 条までの規定については、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 6 日 7 管行第 206 号総務部長依命通達）

この要綱は、平成 8 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日 12 管行第 165 号総務部長依命通達）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日 13 管行第 156 号の 4 総務部長依命通達）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 24 日 14 管行第 137 号の 2 総務部長依命通達）

この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日 14 管行第 162 号の 1 総務部長依命通達）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 1 日 16 管第 3624 号の 1 総務部長依命通達）

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 11 日 19 管第 591 号総務部長依命通達）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 建設工事等のうち、測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業については、改正後の福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 2 月 10 日 2 財活第 2756 号総務部長依命通達）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和7年8月22日7財活第2452号総務部長依命通達）
この要綱は、令和7年8月22日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

起工
査定

号

入 札 辞 退 届

件 名

.....工事

上記工事に係る入札を、都合により辞退します。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

(契約担当者名) 殿